平成２９年（フ）第３０９８号
大阪府東大阪市菱江２丁目４番10号三洋商事（株）内、商業登記簿上の本店所在地兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目25番地の４
破産者　株式会社ケーエヌアイ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１号
奈良県橿原市菖蒲町３丁目27番25号
破産者　被相続人亡藤野誠相続財産
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
鳥取県鳥取市湖山町西２丁目455番地１
破産者　有限会社湖東アルミ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１５号
広島県世羅郡世羅町大字小国字大迫平492番地２
破産者　株式会社リプル世羅
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９号
北海道小樽市高島３丁目３番６号
破産者　丸三三国水産株式会社
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１０５号
福島市上鳥渡字田中内東２番地の１
破産者　株式会社キョーシン
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１２９７号
東京都府中市日鋼町１番地の３日鋼団地８－305
破産者　越後屋呉服店ことえちごやこと　瀧山　進
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市網干区新在家334―15、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区余子浜２番地
破産者　古西　秀樹
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７２号
兵庫県姫路市飾磨区細江650番地
破産者　有限会社播磨電業社
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０号
熊本県天草郡苓北町志岐30番地
破産者　株式会社横山建設
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３２８号
鹿児島県鹿児島市上福元町1447番地　セジュール薬師堂Ｂ―201、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市和田１丁目43番22号
破産者　川村　　亮
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
仙台市青葉区小松島２丁目17番37―202号
破産者　木皿　　伸
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
仙台市青葉区宮町１丁目６番１号　シャーメゾン宮町201
破産者　小野寺克彦
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
茨城県日立市大久保町５丁目２番33―102号、前住所茨城県日立市大久保町４丁目17番17号
破産者　谷田部利江
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第６４号
茨城県土浦市天川２丁目８番４号
破産者　井坂　正典
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７４６号
静岡市駿河区大谷１丁目17番14号　一刻館101号、開始決定時住所静岡市駿河区曲金２丁目５番13号　ボヌール狐ヶ崎102号
破産者　杉本　弘孝
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８３０号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目６番６―1207号、開始決定時大阪府東大阪市中新開２―13―35―302
破産者　岡村　敏郎
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部